破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８号
神奈川県横浜市港北区鳥山町633　メゾンアムール２号館303高橋英之方、開始決定時の住所岩手県上閉伊郡大槌町大町10番７号
破産者　金崎　裕子
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０１号
仙台市青葉区落合２丁目８番57―202号
破産者　山家　晋一
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内128番地
破産者　遠藤喜代子
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
埼玉県蕨市塚越２丁目４番13号
破産者　齊藤　豊子
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０５号
埼玉県新座市東３丁目１番21号　ドリームハイツ101号室
破産者　佐々木幸夫
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
さいたま市緑区東浦和４丁目６番地10　サンルーツ405号
破産者　鈴木　　明
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目22番15号
破産者　山口　有香
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００号
愛知県田原市大久保町西山１番地３
破産者　焼肉藤吉郎こと　伊奈　良治
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４１号
滋賀県東近江市外町147番地
破産者　竹久技研こと　竹久　茂樹
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６５号
滋賀県長浜市小堀町195―１　ワンズクレスト小堀101、住民票上の住所徳島県三好市山城町大川持519番地９
破産者　杉本　　博
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第４３０５号
大阪市住吉区山之内４丁目16番８号
破産者　下出　一郎
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４２号
北海道千歳市清流８丁目２番３号
破産者　岩崎　英樹
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目４番29―302号
破産者　辻脇百合子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番２―401号
破産者　鈴木　　透
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２６号
福島県須賀川市前田川字扇田100番地
破産者　小林　ナツ
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
千葉県香取郡多古町多古2761番地
破産者　増田嘉世子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０２５号
横浜市都筑区東山田町1429番地
破産者　石井　正浩
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２５号
横浜市神奈川区三ツ沢下町14番47号、開始決定時の住所横浜市港南区大久保１丁目16番５号
破産者　仲出川光雄
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０６号
神奈川県大和市上草柳94番地３　コンフォート緑野401号
破産者　金田　　聖
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部